

三芳町生垣設置奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生垣の設置を奨励し、みどり豊かな景観形成や災害防止に寄与することを目的として、新たに生垣設置する者に対し、助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付対象となる生垣は、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、同一敷地内において既にこの助成金の交付を受けているものは、助成の対象としないものとする。

- (1) 三芳町に居住し、新たに生垣を設置する者であること。
- (2) 生垣の設置個所は、住宅の用に供する建物の敷地内において、幅員4メートル以上の道路に面し、生垣の総延長が2メートル以上であること。
- (3) 植樹する樹木の種類が生垣に適したもので、地面に直接植樹したものであること。
- (4) 植樹する生垣の高さは80センチメートル以上、本数は1メートル当たり3本以上植樹すること。
- (5) 生垣は、道路境界線より30センチメートル後退した位置の敷地側に植樹すること。
- (6) 樹木を、四つ目垣又は、これに準ずるものにしゅろ縄等で結束すること。
- (7) 生垣と道路の間にブロック塀等を設ける場合は、高さ40センチメートル以下とし、透視可能なフェンス等を設ける場合は、フェンス以上の高さの樹木を植樹すること。

(助成金の額)

第3条 助成金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- (1) ブロック塀等を生垣に改造するための助成金額は、1メートル当たり5,000円とする。ただし、総延長に1メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、最高限度額は50,000円とする。
- (2) 新たに生垣を設置するための助成金の額は、1メートル当たり3,000円とする。ただし、総延長に1メートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、最高限度額は50,000円とする。

(3) 前2号の場合において、1メートル当たりの費用が当該各号に定める額に満たないときは、1メートル当たりの助成金の額は、当該実費額とする。この場合において、総延長を乗じて得た助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、生垣の設置に着手する前に三芳町生垣設置奨励助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 生垣設置計画図
- (2) 見積書の写し
- (3) 施工前の現場写真

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適正な場合は、三芳町生垣設置奨励助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告書)

第6条 前条の規定による決定があった者(以下「交付対象者」という。)は、生垣の施工完了後に、速やかに生垣設置完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 施工後の現場写真
- (3) 領収書の写しその他支払を証する書類

2 町長は、前項に規定する報告があったときは、現地調査等を行い、交付決定内容と相違がないことを検査し、当該検査に合格したときは、三芳町生垣設置奨励助成金確定通知書(様式第4号)を交付対象者へ通知するものとする。

(交付請求)

第7条 交付対象者は、前条第2項の通知があったときは、速やかに三芳町生垣設置奨励助成金交付請求書(様式第5号)により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付対象者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(生垣の管理等)

第8条 助成金の交付を受けた者は、生垣の保護と育成に努め、適正な管理を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 三芳町長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話

三芳町生垣設置奨励助成金交付申請書

下記のとおり 生垣を新設 生垣に改造 したいので、三芳町生垣設置奨励助成金交付要綱第4条の規定により、助成金の交付を申請します。

記

交 付 申 請 額					円
所 在 地					
<input type="checkbox"/> 生垣の新設 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の生垣への改造					
造成しようとする生垣の内容	樹 種 等		本 数	本	
	延 長	m	高 さ	m	
取壊しをする既存の塀の概要(生垣に改造する場合)	種 類				
	延 長	m	高 さ	m	

添付書類

- (1) 生垣設置計画図
- (2) 見積書の写し
- (3) 施工前の現場写真 (別方向から2枚程度)

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長



三芳町生垣設置奨励助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生垣設置助成金の交付につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

交 付 金 額					円
所 在 地					
<input type="checkbox"/> 生垣の新設 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の生垣への改造					
対象となる生垣の内容	樹 種 等		本 数	本	
	延 長	m	高 さ	m	

様式第3号(第6条関係)

生垣設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 三芳町長

報告者

住 所

氏 名



生垣設置が完了したので、三芳町生垣設置奨励助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 施工後の現場写真
- (3) 領収書の写しその他支払を証する書類

実績報告書

生垣設置場所	三芳町			
完成年月日				
交付金額	円			
所在地				
<input type="checkbox"/> 生垣の新設 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の生垣への改造				
生垣の内容	樹種等		本数	本
	延長	m	高さ	m

三芳町生垣設置奨励助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

三芳町長



年 月 日付けで完了報告のありました三芳町生垣設置奨励助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

交付確定金額					円
所在地					
<input type="checkbox"/> 生垣の新設 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の生垣への改造					
生垣の内容	樹種等		本数	本	
	延長	m	高さ	m	

様式第5号(第7条関係)

三芳町生垣設置奨励助成金交付請求書

年 月 日

(あて先)三芳町長

住 所

氏 名



年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた三芳町生垣設置奨励助成金について、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 助成金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 本・支店
預 金 種 類	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	